

# IFRICの活動状況

IFRIC 委員（住友商事(株)フィナンシャルリソースズグループ長補佐）

おうち たかつぐ  
鶯地 隆継

今回は5月及び7月のIFRIC<sup>(注)</sup>で議論された内容について報告する。

まず、剥土費用の会計処理については、公開草案の文案確定までに至り、国際会計基準審議会（IASB）での審議をへて速やかに公開草案が公表される予定である。また、剥土費用以外に解釈指針の開発を前提として議論をスタートした案件が2件ある。さらに年次改善項目や、新たにトピックスとして上がってきたものなど、2回の会議で取り上げた案件数は重複を除いても20数件に上り、大変盛りだくさんの会議となった。

今回は、剥土費用以外で解釈指針の開発を前提として議論を始めた案件2件と、年次改善のトピックスの中で重要と思われるものについて紹介する。

## ストックオプションの権利確定条件及び非権利確定条件

### 権利確定条件のもつ意味

企業が株式報酬の支払い（ストックオプション）を行う場合にはさまざまな条件が付されるが、その条件が権利確定条件なのか非権利確定条件なのかによって会計処理が大きく異なる。

株式報酬はサービスの対価として支払われるものであるが、企業がそのサービスを受け取ったかどうかは権利確定条件が充足されているかどうかによって判定される。もし、権利確定条件が充足されていれば、企業はサービスを受け取ったこととなり、費用認識をしなければならないが、逆に、権利確定条件が充足されていなければ、サービスを受け取っていないということであるから、費用認識は不要となる。

一方で、非権利確定条件は、サービスを受け取ったかどうかを判定するためのものではない。したがって、仮に非権利確定条件が充足されていなくとも、権利確定条件が充足されていれば、企業は費用認識が必要となる。すなわち、非権利確定条件が最終的に充足されないということが判明しても、企業は計上した費用を戻し入れることはできない。

最も一般的な権利確定条件とは、従業員が企業に一定期間とどまるといったものである。また、企業が株価や利益において一定の上昇を確保した場合などの業績条件も権利確定条件に含まれる場合がある。

「権利確定条件は、従業員がストックオプションの権利を獲得する対価として『支払う』必要がある勤務サービスの内容を明らかにする。例

(注) IFRICの略称については、IFRS財団の新しい定款ではCommitteeと略することとなったが、本稿では当面の間IFRICとする。

例えば、勤務条件を課すことの通常理由は、従業員を一定の期間以上勤務させることである。その他の業績条件を課すことの通常理由は、「特定の業績目標に向かって従業員が勤務するようにインセンティブを提供することである。」(国際財務報告基準(IFRS)第2号「株式報酬」結論の根拠 BC171)

すなわち、権利確定条件とは費用計上すべきサービス内容を明確にするための条件であり、この条件により企業がサービスを受け取ったかどうかを判定することができる。そして、サービスを受け取ったのであれば費用計上が必要で、サービスを受け取っていないのであれば費用計上は不要となる。

これに対して、非権利確定条件とは会社が受け取るサービスとは関係のない条件である。例えば、自社の業績と直接関係のない、日経平均株価が一定の基準値を超えたら、商品価格が一定の目標値を達成したら、といったものや、あるいは制度そのものの存続であったり、一定の掛金の目標額の達成であったりする。

これらの条件は、従業員のサービスを受け取ったか受け取っていないかとは無関係な要因によって決定されるために、株式報酬の費用計上の要否を判定することには直接はつながらない。ただし、オプション価格の測定には影響する。

### 指摘された問題点

ところが、「特に、株式報酬は権利確定条件でない条件の一部が満たされていなくても権利が確定することもある。」(IFRS第2号「株式報酬」結論の根拠 BC171A)

このような場合は、権利確定の条件が満たされていたら、実際にオプションが行使できる条件が整わなくても、企業は費用認識が必要とな

る。この点がIFRS第2号の大きな特徴である。

しかし、この権利確定条件と非権利確定条件の区別が微妙なものがあり、何らかのガイドラインが必要なのではないかというのが、今回のIFRICの議題のポイントである。

特に扱いが難しいのが業績条件の扱いである。業績条件は、一般的には権利確定条件といわれている。すなわち、一定の業績目標を達成できるようなサービスを期待してストックオプション制度を設け、その業績目標が達成できたら、当初期待していたサービスを受け取ったと判断できる。一方、目標が達成できなければ、当初期待したサービスは受け取れなかったということとなる。そのため、業績条件は権利確定条件である。ところが、業績条件が、売上高などのように、従業員の努力や、あるいは会社の業績への貢献などとの連動がわかりやすいものであれば良いが、その関係がわかりにくいものもある。例えば、会社の時価総額の目標値の達成といったものは、従業員の努力や会社の業績への貢献といった面もあるが、市場環境に左右される部分も大きい。反面、制度の存続といった、一見、非権利確定条件であるかのようなことに関しても、従業員が一定期間毎月積立を行うことなどが、条件や前提となっていれば、一定期間の勤務を行うのと同じような性質もあり、一概に権利確定条件ではないとは言い切れない。

このようなことから、権利確定条件の中に含まれる業績条件と、非権利確定条件との違いはどこにあるのかを示すガイドラインが必要となった。

## IFRIC 7月会議で提案されたガイドライン案

7月のIFRIC会議でスタッフから提案されたガイドライン案は、以下のようなものである。

権利確定条件に含まれる業績条件とは以下の二つの性質 (attributes) を持つものとする。

Attribute 1	従業員が影響を与えることができるもの
Attribute 2	会社の利益に貢献するもの

このガイドラインの趣旨は以下のようなものである。

まず、Attribute 1 についてであるが、権利確定条件の目的が、会社が受け取る従業員のサービスの内容を明確にするということであれば、従業員の努力などによって成果が現れるようなものでなくてはならない。従業員の努力などとは全く関係のない指標に依拠するものは権利確定条件には含まれない。

Attribute 2 についてであるが、従業員が影響を与えることができたとしても、それが会社の利益につながるものでなければ、会社がサービスを受けたとはいえない。したがって、権利確定条件に含まれるべき業績条件は、会社の利益に貢献することを前提としたものでなくてはならない。

以上のコンセプトは比較的クリアであり、IFRIC メンバーの間でも賛同するものが多かった。ただ、このコンセプトだけですべてがクリアになるかということ、実際には判断が難しいものもある。例えば、時価総額の目標値などは、従業員が影響を与えることができる、できるし、できないといえどできない。また、IPO を実現するといったことなども市場環境の

要素も大きい。また、IPO の実現についてはストックオプションの条件としては最も一般的であり、これは独立した項目での条件とすべきという考え方もある。このため、必ずしもコンセプトだけで全て解決しようとしても無理がある。一方で、概ね一般的な個別の条件を考慮に入れてガイドラインを作ろうと思えば、作れなくはなく、実際に7月のIFRICで、スタッフは相当程度大部のガイドライン案を提示した。

スタッフの作成したガイドライン案はさまざまなことを考慮に入れて、よく練られており、レベルの高いものであったが、問題はこれをどのように扱うかである。

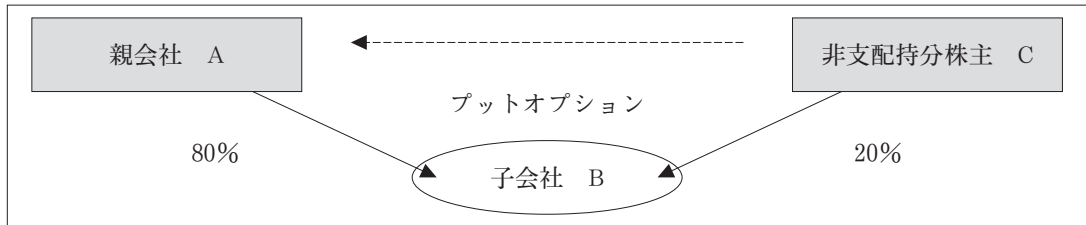
IFRS 第2号の適用ガイドラインとしてこのような大部・詳細なものを織り込むべきものかどうか。細かいガイドラインを提供したとしても、きりはなく、やはりむしろ定義の表現をもっとクリアにして判断可能なものとすべきではないかといった意見もあった。

したが、本件については、クリアな定義を作れないか、あるいはもっと典型的な例示を提示できないか、スタッフが引き続き作業をすることとなった。

## 非支配持分 (NCI) に対する売建 プットオプション

非支配持分に対する売建プットオプションとは

子会社の非支配持分 (NCI) について、非支配持分株主が持つ非支配持分を、支配持分を持つ株主に売る権利 (売建プットオプション) を有していることがある。日本では一般的に買取請求権といわれている。ただ、日本で通念的に使用されている買取請求権という言葉は、合併時など一定のタイミングで行使することを前提



とした取引に対して使われることが多いが、5月と7月のIFRICで議論した売建プットオプションはこのような一時的なものではなく、非支配持分株主が支配持分株主に対して継続的に行使できる権利であることが想定されている。

具体例で示すと以下のような形となる。

親会社Aは子会社Bの議決権の80%を保有している。一方、非支配持分株主CはB社の20%の議決権を保有している。ここで、CはA社に対して20%の株式を買い取ることを請求する権利（売建プットオプション）を有しており、A社はC社からの請求があれば、いつでも公正価値で20%の議決権を買い取る責務を負っている。

### 指摘された問題点

A社の会計処理において、果たしてこの売建プットオプションを負債として計上すべきか、その場合、資本の部に計上されている非支配持分はどう処理すべきか、負債の公正価値評価の変動を損益に計上すべきか否か、あるいは、負債に計上しないという会計処理は考えられるのかどうか。負債に計上しない場合はどの部分に計上されるべきか、そして、その場合に、公正価値変動はどのように計上されるべきか、といったことについて整理する必要があるということが指摘された。

### 金融商品会計（IAS第32号、第39号）と連結

### 決算会計（IAS第27号）の矛盾

IAS第32号「金融商品－開示」の第23項に以下のような記載がある。

「企業が自らの資本性金融商品を購入する契約上の義務は、購入の義務が相手方による償還権の行使を条件としている場合（例えば、企業自身の資本性金融商品を固定価格で企業に売却する権利を相手方と与える売建プットオプション）であっても、償還金額について金融負債を生じさせる。」

すなわち、自社の株式についての売建プットオプションは負債であると明記されているのである。したがって、この記載がある以上、このような売建プットオプションは、どんな場合でも必ず負債計上が求められる。このため一般的に負債計上は避けて通れないと考えられている。そして公正価値評価された負債はIAS第39号にしたがって、その後の公正価値変動について損益として認識しなければならない。

ところが、これが、連結対象子会社の非支配持分の売建プットオプションとなると話は複雑となる。IAS第27号の考え方は経済的単一体説に基づいている。したがって、非支配持分についても資本の構成要素のひとつである。経済的単一体説の考えに基づけば、非支配持分に係わる売建プットオプションを行使され、現金の支払いを要求されるとしても、支払う相手先は非支配持分株主であり、それは同じ経済的単一体の中での支払いに過ぎない。

であるならば、売建プットオプションを負債に計上することは理論的におかしい。

以上のように、IAS 第 32 号・39 号の考え方と、IAS 第 27 号の考え方は潜在的に対立する面がある。ここで「潜在的に」と書いた理由は、現時点で公表されている基準の構成からいえば、IAS 第 32 号に自社の株式の売建プットオプションについては負債に計上しなくてはならないと明確に記載されており、一方で IAS 第 27 号に本件についての具体的な記載はないことから、現時点においては IAS 第 32 号に従った処理をせざるを得ず、その後の評価も IAS 第 39 号によることとなる。したがって、そのような観点から潜在的という言葉を使用した。

## 負債と資本の区分（FICE）プロジェクトにおける考え方

IASB は MOU 項目の一環として負債と資本の区分のプロジェクトを推進中である。この負債と資本の区分のプロジェクトの正式名称は、資本の特徴を持った金融商品（Financial Instruments with Characteristic of Equity）という名で頭文字を略して、FICE プロジェクトと呼んでいる。このプロジェクトは基準そのものを見直すプロジェクトなので、現時点での基準の記載内容に係わらず、自由にどうあるべきかについての議論がされている。

自社の株式の売建プットオプションの計上方法について、IAS 第 32 号が金融商品という観点から、予想現金支払総額を負債として計上すること（グロスベース）を求めているのに対して、FICE プロジェクトでは、予想現金支払総額ではなく、売建プットオプションのオプション価値のみ（ネットベース）を負債に計上することを提案している。

グロスベースでの計上では、非支配持分部分について、オプションが行使されていないにもかかわらず買戻義務（or 支払義務）があるとして負債に計上することとなるが、オプションが行使されるまでは無条件の買戻義務（or 支払義務）はなく、ネットベースで表示すべきという考え方である。

IFRIC においても大宗の意見は、この FICE プロジェクトの考え方を支持するものであった。しかしながら、現行の IAS 第 32 号がグロスベースでの計上を求めている以上、いったん、そのルールを尊重した上、何ができるかについて引き続き検討をすることとなった。

## IFRS 第 1 号（初度適用）の 2 回以上の適用

### 指摘された問題点

ある国の企業が、欧州市場やその他の国際的資本市場に上場する為に IFRS による財務諸表を作成していたが、その後上場を取りやめて、自国基準による財務諸表の作成に戻った。ところが、その国が IFRS を自国基準の会計基準としてアドプションすることを選択し、その企業は自国の法律に基づいて IFRS での財務諸表の作成を再開しなければならなくなった。問題は、その企業が国際資本市場に上場した際の最初の IFRS による財務諸表作成時に IFRS 第 1 号を適用していたことである。この点について、IFRS 第 1 号は初度適用なのであるから、初めて IFRS を使用する際にのみ適用されるものであって、再開時に適用されるべきものではないという考え方と、このような状況下では、IFRS 第 1 号をもう一度適用すべきであるという考え方がある。



## IFRS 第1号の2回以上の適用

IFRIC の結論は後者である。IFRS 第1号の趣旨は初めて適用するということに限定するのではなく、IFRS 開始年度の直前の財務諸表がIFRS 以外の GAAP によって作成されていた場合に適用されるので、上述のような場合にはIFRS 第1号をもう一度適用しなければならない。(できるではなく、しなければならない。)

ただ、IFRS 第1号の記載ぶりからは、IFRS 第1号は1回だけしか適用できないようにも読み取れることから、表現の改善が必要ではないかとの意見が出て、IASB に検討を依頼することとなった。

## グループベースでの IFRS 第1号の再適用

今回の提案内容とは若干ずれるが、私の方からは、日本のようにこれからIFRSの適用を開始しようと考えている国における問題として、以下のような問題提起を行った。

日本の企業には欧州に多くの子会社や関連会社を持っている会社があり、それらの子会社、関連会社の中にはIFRSを使用している会社もあり、すでにIFRS第1号を適用している会社があるが、親会社の日本法人はまだIFRSを適用していない。そのような中、親会社の日本法人がIFRSの適用を開始した場合、親会社は当然IFRS第1号を適用し、さまざまな資産についてみなし原価を適用するなどの措置をとることとなる。ところが、連結対象会社については、現行の規定ではIFRS第1号を再度適用することはできない。このため、グループベースでみると、先行してIFRSを適用した子会社、関連会社群と、親会社とで資産の評価基準が異なり、異なる評価基準の資産がグループ財務諸表に混在するということが起こる。したがって、連結親

会社の初度適用の際に、IFRS第1号を適用したとすれば、それに合わせて連結子会社なども同時にIFRS第1号を再度適用するというのも考えても良いのではないかとこのことを問題提起した。

これについては、特にサブミッションが出されているわけでもなく、もし日本で本当にそういう問題があるなら、きちんとした形で問題提起してもらえば取り上げるという話があった。まだ、こういった実務的な項目について、日本の任意適用をしている企業の一部から声はあるものの、どの程度の問題なのかの把握はできておらず、初度適用については今後とも、任期適用の準備をしている会社などからの声を拾い上げて行きたい。

## 海外投資回収時の為替レート変動の影響

### 指摘された問題点

海外投資の回収を行った際の為替換算調整額( Foreign Currency Translation Reserve: FCTR) の振替の方法がクリアではないという問題提起を受けてIFRICは検討を行った。

IAS第21号第48項のCによれば、子会社を部分的に処分した場合、FCTRはその処分に比例する部分を非支配持分に振り替えることが要求されているが、その他の部分的処分、例えば、支配を喪失するような部分的処分に当たっては、FCTRはOCIから損益に振り替え(リサイクル)なければならないとされている。

さらに、IAS第28号第48項のDによれば、「部分的な処分とは、在外営業活動体に対する企業の所有持分の削減(reduction)である」と

記載されている。

このために現在、処理のバラツキが生じている。所有持分の削減（reduction）ということの意味について、現金支払いを伴う実際の削減なのか、それとも比率の低下であっても、それを削減と考えてよいのかということが問題になっている。具体的には、子会社が第三者の資本を受け入れた場合に、資金の回収が一切なくとも、出資比率が低下する場合がある。その場合に、出資比率の低下に応じて、FCTR を損益にリサイクルするかどうかと言う問題である。

### リサイクルのルールは何か

5月のIFRIC会議では、出資比率の低下のみで、リサイクルを行うのはおかしいのではないかという意見が多くあった。なんとすれば、例えば1万ドル出資していた会社に第三者が99万ドル出資をした場合に、出資比率は100%から一気に1%に低下するが、その際にFCTRの99%をリサイクルするのか、ということである。

単体の帳簿上の外貨エクスポージャーは全く変わっていないにもかかわらず、FCTRを損益に振り替えてしまうことに違和感があるというのが、IFRICメンバーの意見であった。

これを受けてスタッフは、7月に提示したペーパーにて、所有持分の削減については、絶対的削減があった場合にのみリサイクルをするという案を提示した。ただ、ここでも問題が生じた。絶対的削減があった場合にFCTRのリサイクルを行うということであれば、現金配当の受け取りがあった場合でも、リサイクルをしなくてはならない。理論的には正しいが、事実上毎期の配当ごとにリサイクルを行うのは困難であり、かつ、正しい金額の算出根拠は希薄である。

もし、絶対額でのリサイクルを求めるのであ

れば、相当詳細なガイドラインが必要となる。一方で、FCTRのリサイクルのあり方については、在外孫会社連結を、直接連結するのと、子会社でいったん連結して、その子会社の連結財務諸表を連結する間接連結を行うのとで計算値が異なるなど、技術的にはいろいろな問題を抱えていると同時に、理論的にも必ずしも明確なものがない。

これは、そもそもリサイクルとは何かということについて、概念フレームワークでも定義されておらず、また、当期純利益とは何かということについての定義もないからである。

この問題は、日本とIASBが長年論争をしていた問題でもあり、実は大変根の深い問題でもある。この点について、議長のボブ・ガーネットはあくまで、議事録に残らない個人的意見であると断った上で、FCTRについては一切リサイクルを行わないのが一番すっきりするのだという発言もあった。

現実的にFCTRのリサイクル方法について短期間でルールを作るのは困難であり、このためにIFRIC年次改善プログラムにも織り込まないことを決定した。

### おわりに

5月と7月のIFRIC会議は新たな議題も含め非常に盛りだくさんなテーマがあり、全てを報告できないことが残念である。これは私の全くの個人的見解であるが、いくつか、新しい胎動がはじまりつつあるような気配を感じる会議でもあった。

その胎動とは、ひとつは新しい地域がIFRSに参加することを意識して、より幅広く、さま

さまざまな状況に対応できるような基準作りをしていこうという動きである。もうひとつは、MOU 以外の項目について構造的な問題があるのかないのか、みていこうという動きである。

最初の点については、IFRIC に持ち込まれている案件は、新しい地域で議論になっている話題が多く、IFRS 第 1 号に関する話題が非常に増えていることなどから感じられる。本稿で紹介はできなかったが、今回も、ジンバブエやメキシコといった特定の国の問題でありながら、それを IFRS の問題として、全体に影響を与え

ず、なんとか解決しようという真摯な取組みを行っていた。

次の点については、結局今回の IFRIC では何もできなかったが、為替換算調整勘定の問題や、非支配持分に対する売建プットオプションの問題など、財務諸表の根本的な問題について、今後考えていかねばならないという共通認識が深まってきていることなどがある。

IFRS が欧州基準から、真の国際基準に脱皮して行く重要な過程であると思われる。